

志布志市 都市計画 マスタープラン

平成30年3月 志布志市



目次

導入編

序章 志布志市都市計画マスタープランの基本的考え方	1
---------------------------------	---

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の前提条件.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の構成.....	3

全体構想編

第1章 まちづくりの基本理念と方針.....	7
------------------------	---

1 まちづくりの基本理念	7
2 本計画の“志”	8
3 “志”の実現にむけた方針	10

第2章 将来都市構造.....	12
-----------------	----

1 都市構造の基本方針.....	12
2 将来都市構造	13

第3章 分野別方針	14
-----------------	----

1 土地利用の方針.....	15
2 拠点整備の方針.....	20
3 都市交通の整備方針.....	25
4 都市環境の整備方針.....	30

地域別構想編

第1章 地域別構想の考え方	38
---------------------	----

1 地域別構想の位置づけ	38
2 地域区分の設定.....	38
3 地域別構想の構成	39

第2章 地域別のまちづくり方針	40
-----------------------	----

1 松山地域	40
2 志布志地域	44
3 有明地域	49

実現方策編

第1章 実現化に向けた取組	56
1 都市計画マスタープランの運用	56
2 まちづくりの推進体制の強化	56
3 協働のまちづくりの推進	57
第2章 実現化に向けた推進プログラム	58
1 主な方策の推進プログラム	58
2 都市計画マスタープランの進行管理・見直しの考え方	61

資料編

第1章 志布志市の現状	64
1 志布志市の概要	64
2 人口	65
3 通勤・通学状況から見た都市の性格	70
4 産業	72
5 土地利用	73
6 開発動向	80
7 都市施設	87
8 その他	98
第2章 上位・関連計画	105
1 上位関連計画との関係	105
2 上位計画	106
3 関連計画	114
第3章 市民意向	118
1 志布志市市民意識アンケート調査	118
2 新たなまちづくりに関する住民アンケート	122
第4章 まちづくりの課題	124
1 都市全体に関する横断的な課題	124
2 分野別の課題	126
参考資料	130

導入編

志布志市都市計画マスタープランの基本的考え方

序章 志布志市都市計画マスタープランの基本的考え方

1 計画策定の背景と目的

志布志市（以下、本市とします。）は、平成 18 年に曾於郡松山町、志布志町及び有明町の合併により誕生し、本市のまちづくりに関する総合的な計画である第 1 次志布志市振興計画のもと、「“志”のあふれるまち」を基本理念とした取組が進められてきました。

合併から 10 年が経過し、本市では国際的な物流拠点である志布志港や、東九州自動車道・都城志布志道路の整備など様々なプロジェクトが進行し、都市の構造が変化しつつあります。また、人口減少・少子高齢化や未曾有の災害への対策など様々な社会情勢への対応が急がれます。

このような背景のもと、本市が目指す将来の都市の姿を明確にし、今後もより住みやすく活力のあるまちづくりを持続的に進めるために、都市計画の総合的かつ基本的な方針である「志布志市都市計画マスタープラン」（以下、本計画とします。）を定めます。

2 計画の前提条件

2-1 目標年

- 目標年は 20 年後の「平成 48 年（2036 年）」とします

都市計画マスタープランは、長期的な視野に立ち将来像を描く計画であるため、概ね 20 年後の平成 48 年（2036 年）を本計画の目標年とします。ただし、土地利用や都市計画に関する様々な情勢や、市民のまちづくりに関する意向の変化などを考慮しながら、適宜・適切に見直しを行うこととします。

2-2 対象範囲

- 対象範囲は、「市全域」とします

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に設定するものです。しかし、3 町が合併し、初めての計画策定であることから、市全体のまちづくりの方向性を定めるため、本計画の対象範囲は、市全域とします。

3 計画の位置づけ

3-1 法的位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する 基本的な方針」のことであり、市町村が定める都市計画※の最も基本となるものです。

※都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、住宅地・商業地・工業地といった土地の使い方（土地利用）のルールを定めたり、道路や公園といった都市の必需品（都市施設）の整備等について計画するものです。

3-2 上位関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である第 2 次志布志市総合振興計画（以下、総合計画とします。）や、鹿児島県が定める都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下、区域マスタープランとします。）などの上位計画に即すとともに、農業、交通、観光、環境、防災など関連する他分野の計画と整合・連携を図って策定します。

また、本計画で定められた方針に基づき、各種都市計画事業に関する個別の計画が定められます。

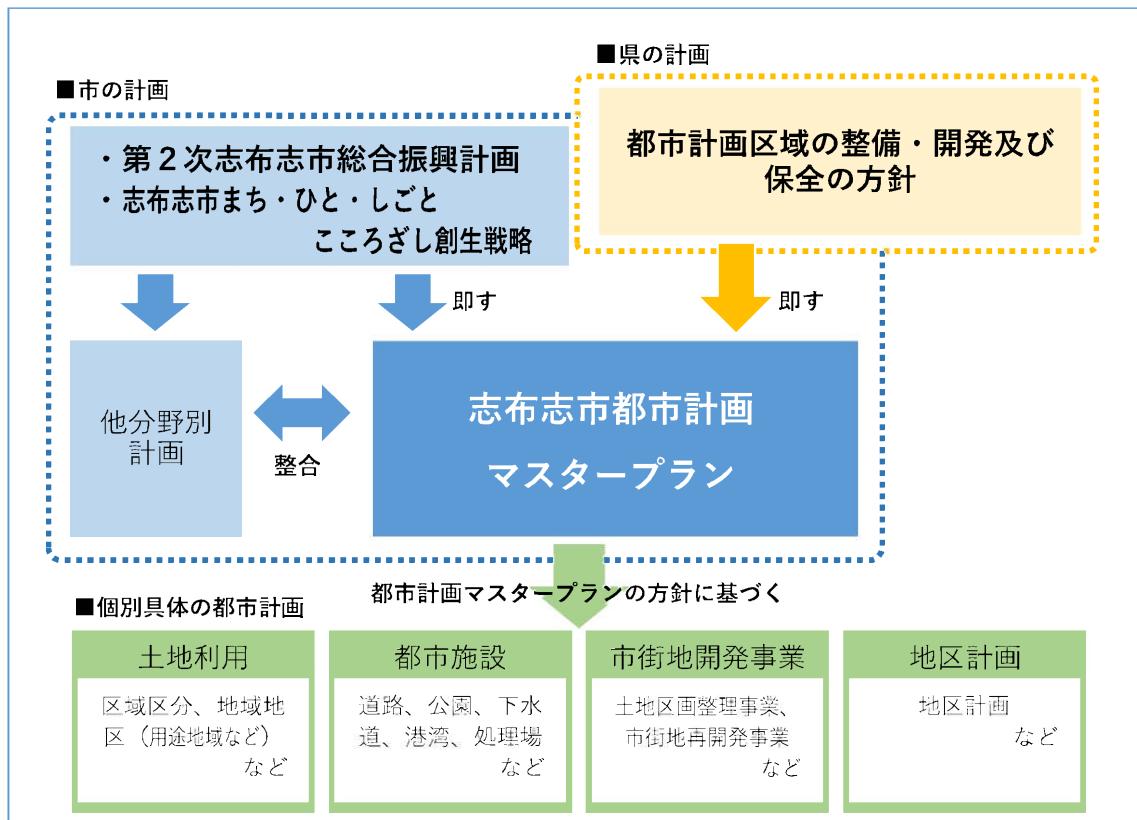


図 都市計画マスタープランの位置づけ

4 計画の構成

本計画は、策定にあたっての基本的考え方を整理した「導入編」、本市全域のまちづくりに関する基本理念や方針を示した「全体構想編」、地域別のまちづくり方針を示した「地域別構想編」、計画の実現方策を示した「実現方策編」で構成されます。

また、全体構想編や地域別構想編の策定にあたって、本市の現況や市民意見などから、まちづくりの課題を整理したものを「資料編」としてまとめています。

なお、本計画は、総合計画が目指す将来像を実現するための計画のひとつであるため、全体構想編の基本理念や将来像は、これに整合します。

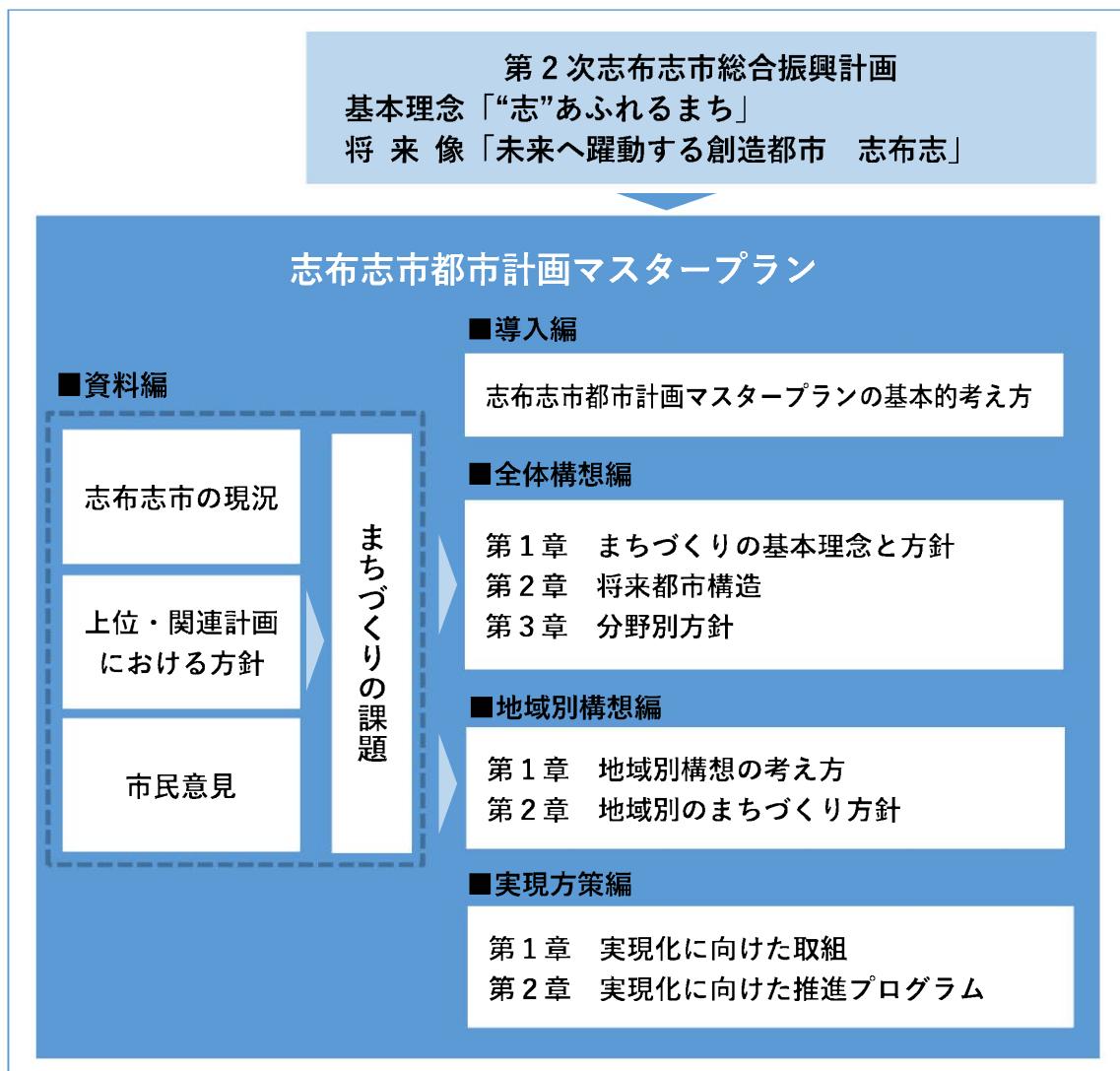


図 計画の構成

全体構想編

第1章 まちづくりの基本理念と方針

第2章 将来都市構造

第3章 分野別方針

第1章 まちづくりの基本理念と方針

1 まちづくりの基本理念

本市の最上位計画である、総合計画では、まちづくりの基本理念を「“志”あふれるまち」とし、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念を持ってまちづくりに取り組み、それらが相互に連携し合いながら効果的に機能する好循環の仕組みづくりを推進し、魅力にあふれ発展し続けるふるさと志布志市を目指しています。

まちづくりの基本理念



本計画でも、この考え方を基本理念とし、都市の空間的な要素に関する様々な課題解決に向か、本市がどのような“志”でまちづくりを行っていくかを示し、市民と共有することで“志”あふれるまちをめざします。

特に、本計画では、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進む中、交通網の劇的な変化をいかに地域の「活力」に結びつけるか、歴史資源や自然環境など本市の豊かな文化・財産をいかに「継承」するかなど、基本理念の「活力・継承」をより深めた視点と、人口減少・少子高齢化が進むとともに市民ニーズが多様化する中でいかに「快適」なまちを形成するか、未曾有の災害が懸念される中でいかに「安全」なまちを形成するかなど、都市を形成する上で重要な課題となる「快適・安全」という視点を盛り込んだ、4つの“志”を基本的な目標として掲げ、基本理念の実現を図ります。

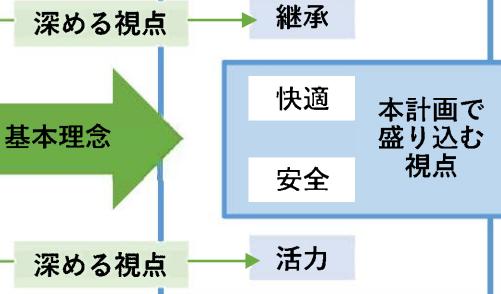
まちづくりの基本理念

本市のまちづくりにおける基本的な考え方



都市計画マスタープランの志

基本理念の実現と都市の空間的な課題解決に向けた基本的な目標



2 本計画の“志”

本計画の“志”は、今後より「快適」で「安全」、かつ「活力」のあるまちを目指しながら、本市の文化や財産を「継承」していくまちづくりを進めるため、次の4つを設定します。

快適

快適に暮らせる、みんなに優しいまちを目指します。

本市は、全国的な傾向と同様、人口減少・少子高齢化が進み、買い物や通院など普段の生活の利便性低下や、地域コミュニティの衰退など、市民の日常生活にも大きな影響をもたらす可能性があります。一方、合計特殊出生率は、緩やかな上昇傾向で全国的にも高い値となっており、これまでの子育て支援に一定の成果がみられます。

のことから、人口減少の中でも、子どもから高齢者までみんなが本市に住みたい、住み続けたいと思えるような、快適に暮らせるまちを目指します。

安全

安心して暮らせる、自然災害に強いまちを目指します。

本市は、美しい海岸線や台地に広がる田園、森林など豊かな自然環境に恵まれている反面、土砂災害や地震・津波など多くの自然災害による危険性をはらんでいます。また、全国的にも未曽有の災害が発生しており、本市においても、これまでに経験したことの無い災害の発生が懸念されます。

のことから、自然災害の脅威に真摯に向き合い、災害が起きにくく、万が一災害が起きた時でも被害を最小限にとどめられるような、自然災害に強い安心して暮らせるまちを目指します。

活力

いきいきと暮らせる、にぎわいのあるまちを目指します。

本市は、国際的な物流拠点である志布志港を中心とした流通産業、豊かな自然環境を活かした農業・畜産業などを中心に発展してきました。今後、高速交通網の整備が進み、広域的な物流のさらなる効率化が見込まれます。しかし、進学や就職による若年層の流出や、高齢化の進行による農業・畜産業の担い手不足、市街地の人口減少による商店街の衰退など、地域活力が低下している側面もあります。

のことから、それぞれの地域の特性が活かされ、港や市街地を中心としたにぎわいが市全体に波及するような、いきいきと暮らせるまちを目指します。

継承

まちの文化・財産を受け継ぎ、

愛着を持って暮らせるまちづくりを進めます。

本市は、志布志港を中心として古くから栄えた港町があり、寺社仏閣、武家屋敷の庭園、城跡など多くの歴史的資源が残されています。さらには、美しく豊かな自然環境、人やものを大切にする風土など、まちの財産といえる資源が豊富にあります

のことから、本市の文化・財産を市民一人ひとりが大切にし、発信・活用しながら次の世代に受け継いでいけるよう、愛着を持って暮らせるまちづくりを進めます。



図 本計画の“志”的イメージ

3 “志”の実現にむけた方針

●快適● 快適に暮らせる、みんなに優しいまちを目指します。

現状・市民意見

(現状)

- 人口減少、少子高齢化が進み高齢化率は3割超
- 合計特殊出生率が、鹿児島・全国平均を上回る
- 用途地域外での新築が顕著
- 公共交通利便性が低い、東部は公共交通がない
- 店舗や病院などの生活利便施設の分布と周辺の人口密度に乖離

(市民意見)

- 日常の買い物や公共交通が不便
- 3町の合併によって、少子高齢化に伴う地域活力の向上やまちの魅力の増加を期待

課題

人口減少・少子高齢化にも対応した 良好な居住環境の形成

- 子どもを育てやすい、高齢者も暮らしやすいまちの形成が必要
- 新築・開発動向に対して適切な土地利用コントロールが必要
- 人口減少・高齢化が進む中で、買い物や通院など日常生活の利便性の維持・向上が必要

方針

○子どもや高齢者が安全、快適に暮らすことのできる都市基盤の整備

○無秩序な開発の防止と適切な土地利用コントロールによる良好な居住環境の形成

○都市機能の適正配置とネットワーク形成による都市の利便性の向上

●安全● 安心して暮らせる、自然災害に強いまちを目指します。

現状・市民意見

(現状)

- 丘陵山間地で傾斜地が多く土砂災害の危険性が高い
- 港湾部は津波による危険性が高い

(市民意見)

- 消防・防災体制の強化は重点維持すべき項目

課題

土砂災害、地震、津波など、 総合的な防災対策

- 災害による被害が発生しない防災対策が必要
- 災害による被害を最小限に抑える減災対策が必要

方針

○急傾斜地など、災害危険性の高い区域における市街化の抑制

○災害危険性のある市街地における、ソフト・ハード両面からの減災対策

○避難時の活用を念頭においた道路や公園などの都市基盤の機能強化

●活力● いきいきと暮らせる、にぎわいのあるまちを目指します。

現状・市民意見

(現状)

- 第一次産業の割合が県・国に比べ高い
- 東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進められている
- 志布志港の貿易額は増加傾向

(市民意見)

- 商店街のにぎわい感への満足度が低い
- 約5割の人が国際的な物流が展開されている志布志港を活かすべきとしている

課題

志布志港や豊かな自然環境を活かした地域活力の向上

- 豊かな自然環境を活かした農林水産業の振興が必要
- 港を拠点とした高速交通網の整備を地域活力につなげることが必要
- 商店街、市街地のにぎわいの回復が必要

方針

○良好な自然環境や優良農地の保全・活用と既存集落の生活環境の維持・改善

○都市機能の集約や未利用地の活用などによる市街地の活力・求心力の向上

○志布志港やICを中心とした効率的な産業活動を行える商業地・工業地の形成と市内外を結ぶネットワーク形成

●継承● まちの文化・財産を受け継ぎ、愛着を持って暮らせるまちづくりを進めます。

現状・市民意見

(現状)

- 林地・農地など自然的土地利用が9割
- 市の文化や自然環境を活かした特色のある公園が整備されている

(市民意見)

- 約6割の人が美しい海岸線などの豊かな自然を活かすべきとしている
- 美しいまち・景観づくり活動への参加意欲高い

課題

地域特性を活かし、

市民が愛着をもてるまちづくり

- 良好な自然環境や歴史文化的資源の保全・活用が必要
- 市民によるまちづくりの機会創出が必要

方針

○自然、歴史、文化など良好な地域特性を活かし、次代につなぐまちづくり

○市民が主体的に参加できる協働のまちづくり

第2章 将来都市構造

1 都市構造の基本方針

1 - 1 都市構造の基本方針

本市では、松山地域、志布志地域、有明地域の本庁・各支所を中心とした地域核を設け相互の連携を図ってきましたが、人口減少・高齢化が進む中、都市の拠点性の低下、地域コミュニティの維持が難しくなり、市全体の活力低下が懸念されます。このことから、以下の3点を都市構造設定の基本方針とし、各拠点の機能の明確化、ネットワークの強化による市全体の一体的・持続的な発展を目指します。

- ◆ 市全域としての**一体的な都市構造**
- ◆ 高速交通網や志布志港の整備効果を活かした都市拠点と各地域のコミュニティを支える地域生活拠点の形成による**メリハリのある都市構造**
- ◆ 周辺都市との広域的な連携、拠点間の連携、地域内の連携ができる**ネットワークが確保された都市構造**

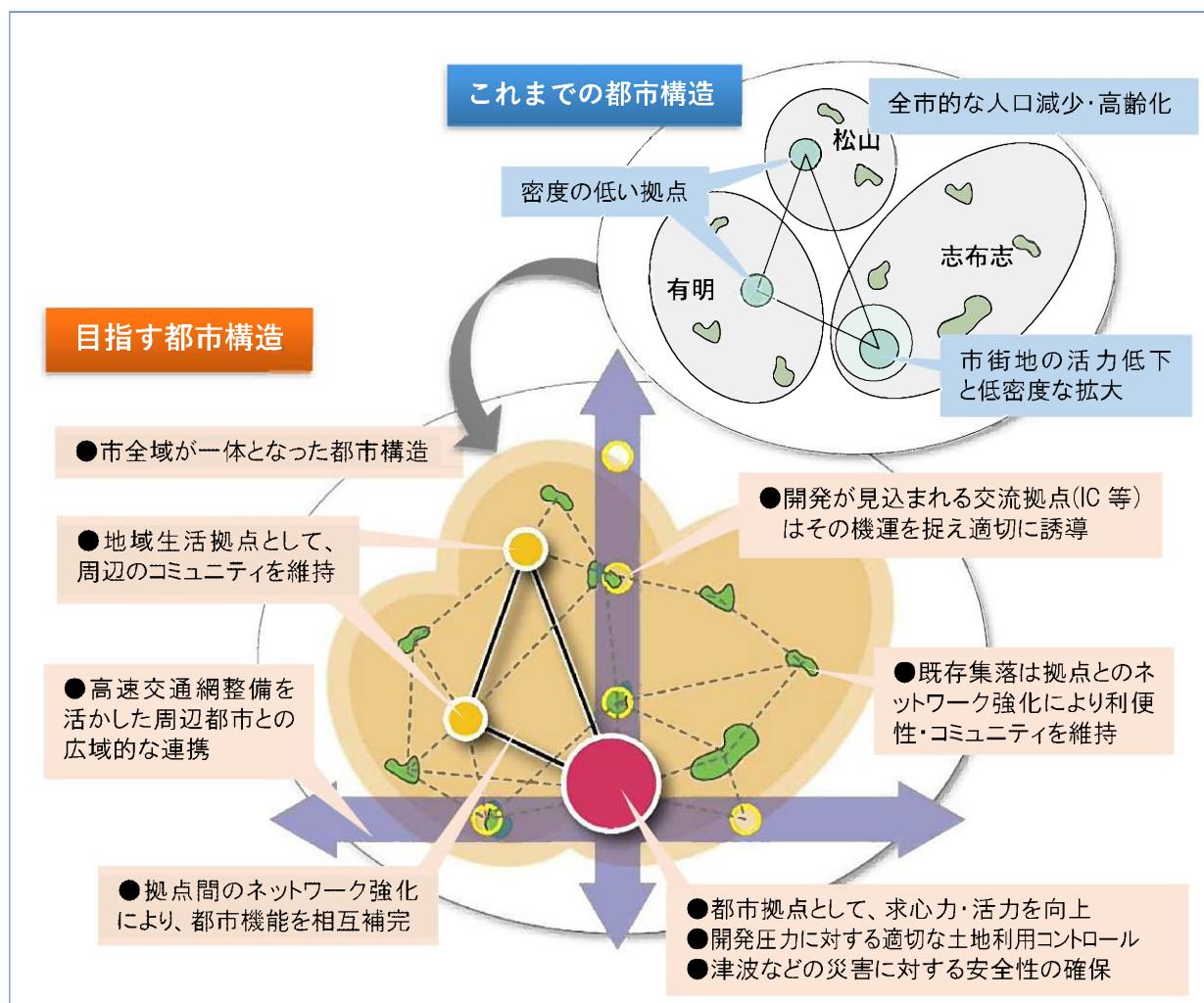
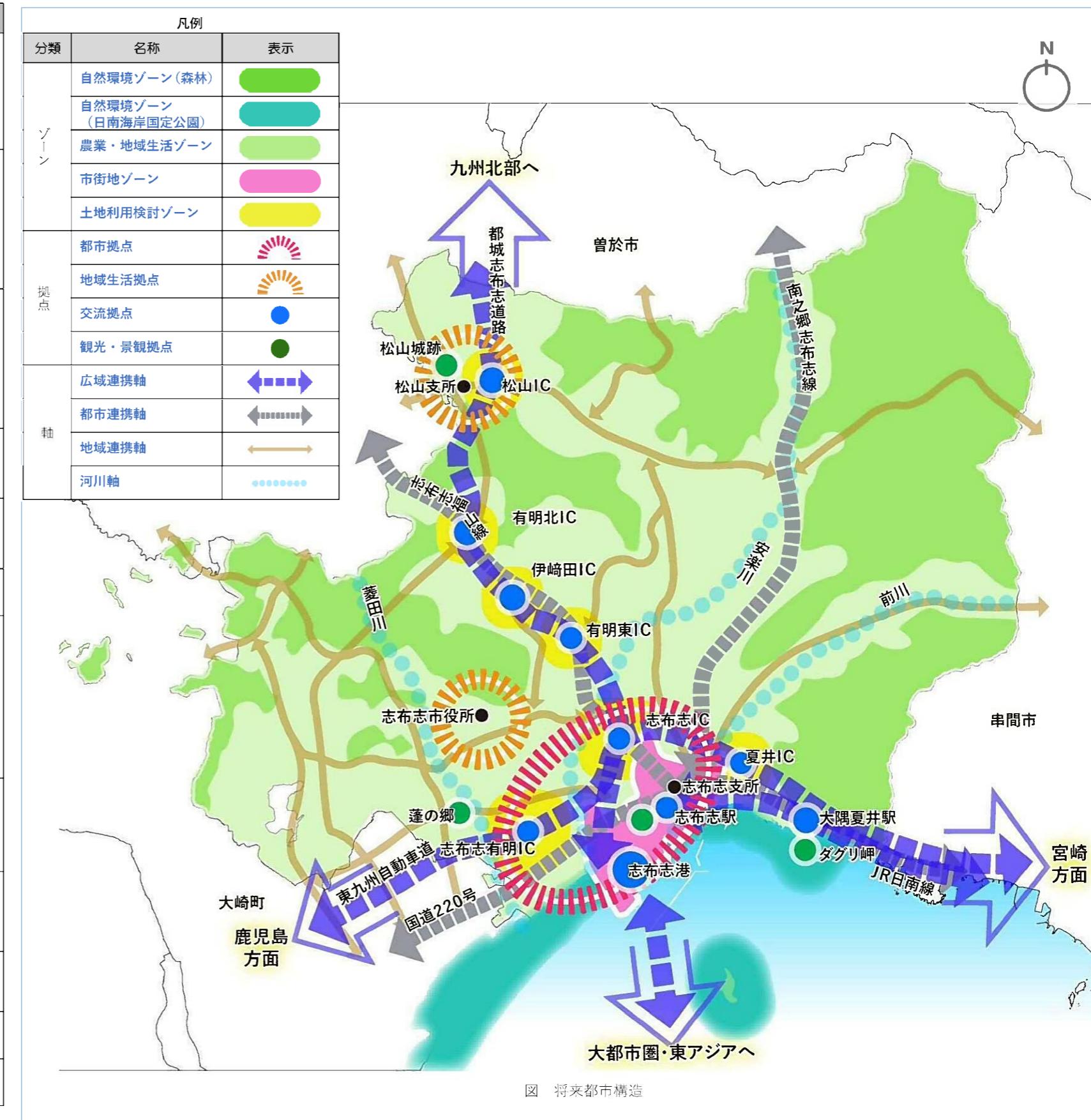


図 目指す都市構造のイメージ

2 将来都市構造

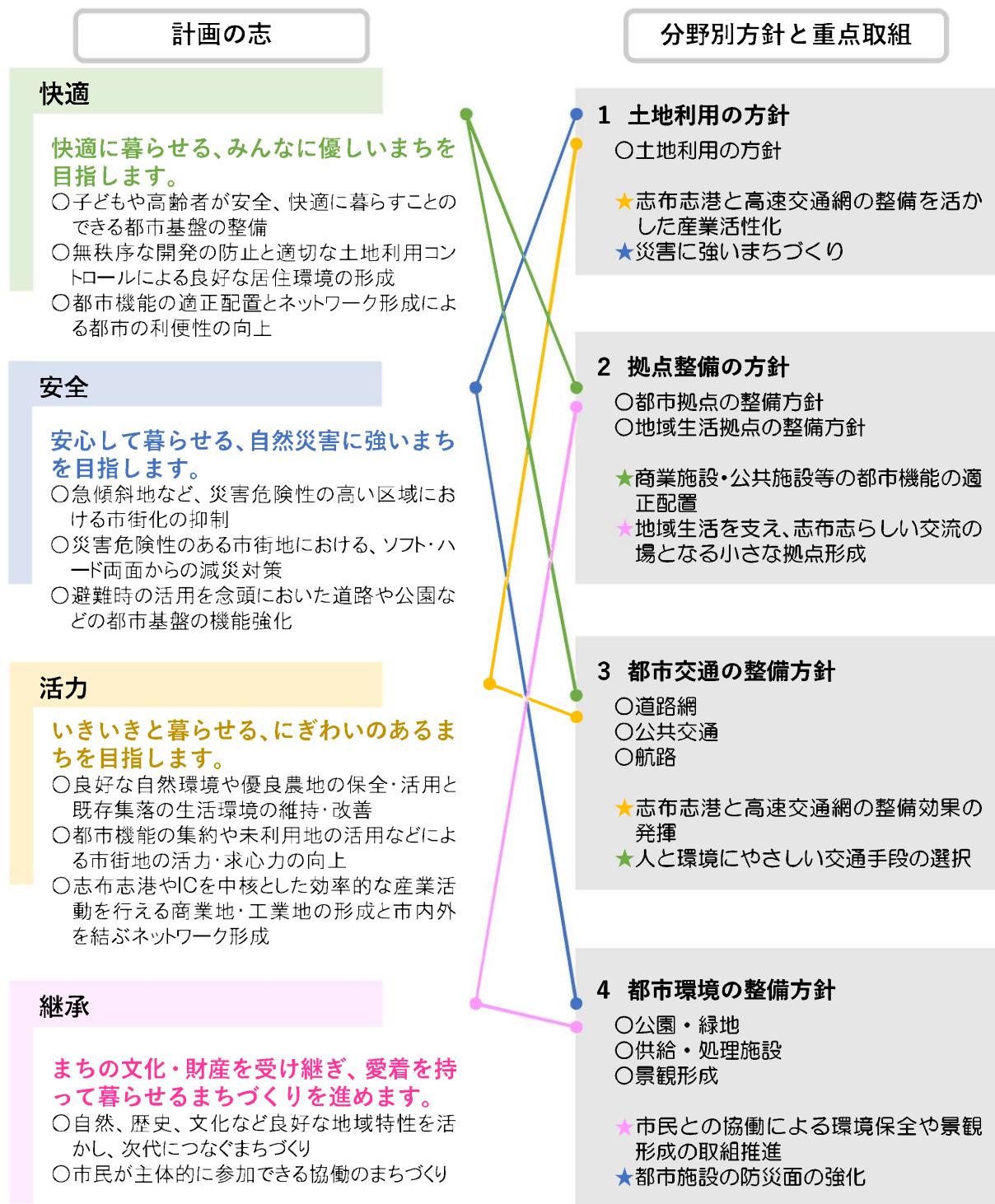
志布志市の将来都市構造を、以下のとおり設定します。

分類	名称	配置イメージ	機能・方針
ゾーン	自然環境ゾーン	森林、日南海岸国定公園	<ul style="list-style-type: none"> 本市の特性である豊かな自然環境を形成する地域として、観光や市民のレクリエーションなど活用を図りながら、適切に保全します。 特に傾斜地など災害危険性の高い地域は、防災面からも市街化を抑制します。
	農業・地域生活ゾーン	農地、既存集落	<ul style="list-style-type: none"> 本市の基幹産業である農畜産業の維持・活性化を図る地域として、優良な農地や自然環境を保全します。 既存集落は、市街地や都市機能へのアクセス向上などにより生活利便性を高め、地域コミュニティの維持を図ります。
	市街地ゾーン	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 都市的活動の中心地として、都市機能をコンパクトに集積したにぎわいや求心力の高い市街地を目指すとともに、災害等に対する安全性の強化を図ります。 住宅地、商業地、工業地など適切に土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図ります。
	土地利用検討ゾーン	IC周辺	<ul style="list-style-type: none"> 東九州自動車道や都城志布志道路の開通に伴い、将来の動向に応じた土地利用の検討を行います。
拠点	都市拠点	志布志市街地とその周辺	<ul style="list-style-type: none"> 行政・商業・観光・医療等のサービス機能の広域的な拠点として、都市機能の維持・集約や都市基盤の充実・強化を図ります。
	地域生活拠点	市役所、松山支所周辺	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の文化や身近な生活の拠点として、都市機能の維持・集約を図ります。
	交流拠点	IC周辺、駅、港	<ul style="list-style-type: none"> ICや鉄道駅は、交通利便性を活かした拠点形成を図ります。特に今後開通するICでは将来の動向を踏まえながら周辺土地利用の検討を行います。 志布志港は国際的な物流拠点として、周辺市町村も含めた広域的に重要な拠点であることから、その整備促進に努めます。
	観光・景観拠点	観光振興計画重点エリア	<ul style="list-style-type: none"> ダグリ公園、蓬の郷、志布志中心市街地と港、松山城跡の周辺は本市を特徴づける観光や景観の拠点として、景観整備や機能の充実を図ります。
軸	広域連携軸	東九州自動車道、都城志布志道路、鉄道、航路	<ul style="list-style-type: none"> 九州全域、全国、海外と結ぶ本市の広域的な交流を促す軸として、整備促進、機能強化を図ります。
	都市連携軸	国道220号線、志布志福山線、南之郷志布志線	<ul style="list-style-type: none"> 本市と周辺市町村を連携する軸として、その機能の維持・強化を図ります。
	地域連携軸	一般県道、広域農道	<ul style="list-style-type: none"> 地域間を連携する軸として、その機能の維持・強化を図ります。
	河川軸	菱田川、前川、安楽川	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な憩いの場として、良好な水辺環境や景観を保全します。



第3章 分野別方針

分野別方針は、前章までに整理したまちづくりの基本理念や計画の志、将来都市構造に基づき、土地利用、拠点整備、都市交通、都市環境の各分野におけるまちづくりの基本的な考え方を整理したもので、また、各分野において、計画の志に対応する重点取組を設定しています。



★の色は関連する志の種類

1 土地利用の方針

1-1 土地利用の基本的な考え方

本市の土地利用は、志布志港を中心とした港湾沿いに市街地が形成され、その後背地に本市の土地利用の9割を占める農地や林地など良好な自然環境を保持しています。

そこで、本市の土地利用は、多面的な機能を持つ自然環境や既成市街地の都市基盤を活かす現状の土地利用を基本とします。その上で、人口減少・少子高齢化の中で快適な生活環境を維持するため、コンパクトなまちづくりを進め、居住機能や産業機能を集約するとともに、自然と調和したまちが形成されるよう、適正な土地利用の推進を図ります。また、志布志港や高速交通網の整備に伴い、インターチェンジ（以下、ICとします。）周辺などの要所では、農地や自然環境への影響に配慮しつつ、地域の活性化につながるような新たな土地利用を検討します。

本市の土地利用区分は、将来都市構造におけるゾーン区分とその方針に基づき下記のとおり設定します。

将来都市構造におけるゾーンと対応する土地利用区分

市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・住居地域・商業地域・工業・流通業務地域
土地利用検討ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・新たな土地利用検討地域
農業・地域生活ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・農業地域・住居地域
自然環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・森林地域・自然観光・交流地域

1 - 2 土地利用の方針

<市街地ゾーン>

■住居地域

志布志地域の既成市街地や、県道及び河川に沿って広がる集落は住居地域に位置づけ、地域特性に留意しながら、適切な居住環境の整備に努めます。

そのうち、前川沿いにかけて広がる集落は、周辺の豊かな自然環境や歴史的資源を保全・活用しながら、ゆとりと個性あふれる居住環境の維持・形成に努めます。既成市街地内や幹線道路沿道及び駅周辺部など、利便性の高い地域特性を有する住宅地については、居住環境に悪影響を与えない店舗や事務所等の立地をある程度許容し、便利さも享受できる良好な居住環境の形成に努めます。また、コンパクトなまちづくりを形成していくにあたって、住居地域内に残る多くの未利用地への住宅地利用を優先的に促進します。

なお、住居地域のうち津波浸水想定区域など災害の危険性がある地区については、ソフト・ハード施策を組み合わせた多重防御による防災対策により、今後も安心して住める安全な居住環境整備を行います。

■商業地域

国道 220 号沿道、JR 志布志駅前周辺及び旧来の商店街が形成されている志布志支所周辺の地域を商業地域として位置づけ、各々の地区特性を踏まえた機能の分担・連携を図りながら市民や観光客にとって便利で魅力的な商業地の形成を図ります。

そのうち、JR 志布志駅前周辺から志布志支所周辺に至る地域においては、商業環境の整備を図るとともに、空き店舗、空き地の発生防止と有効活用等の対策を進め、コンパクトで商業集積度の高いにぎわいと魅力のあふれる中心商業地の形成に努めます。国道 220 号周辺地域においては、周辺環境との調和を考慮しながら沿道サービス施設等を誘導し、利便性の高い沿道型商業地の形成に努めます。

■工業・流通業務地域

志布志湾に面し、物流施設や関連の施設等が集積している既成市街地南部、及び既成市街地西部の国道 220 号周辺を工業・流通業務地域として位置づけ、東九州自動車道・都城志布志道路や臨港道路、国際バルク戦略港湾の整備、国際コンテナターミナルの拡充等の関連事業と連携し、物流アクセス面で優位となる臨海工業団地を一体的に開発し、立地環境の整備を進めます。

そのうち、臨海部においては、周辺の居住環境並びに自然環境との調和に十分配慮しながら、志布志港が有する国際的な物流機能の高度化の進展に併せ、世界に開けた活力ある産業空間の維持・形成に努めます。国道 220 号周辺地域については、港湾や幹線道路に近接する利便性の高い地域特性を活かして流通・業務施設等の立地を誘導し、産業機能の強化に努めます。

<土地利用検討ゾーン>

■新たな土地利用検討地域

東九州自動車道や都城志布志道路などの建設により都市的な土地利用の拡大が見込まれるIC周辺部及びアクセス道路沿道部は、新たな土地利用検討地域として位置づけ、周辺環境との調和を図りつつ、市の活力向上につながる商業施設や工業・流通業務施設等の誘導、居住環境の形成等、利便性を活かした新たな土地利用を検討します。

そのうち、用途地域に隣接し、東九州自動車道と都城志布志道路の結節点となる利便性の高い地区については、商業・工業等の業務施設や住宅などの開発可能性が高まるところから、都市計画区域の見直しや特定用途制限地域、用途地域、地区計画などの指定を検討し、無秩序な開発を防ぎ計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

他のIC周辺地区については、周辺の農業・林業等の生産基盤の確保・保全に十分配慮しつつ、交通アクセスの利便性を活かし自然環境を活かした交流や周辺の地域産業の活性化に寄与する土地利用を検討します。

<農業・地域生活ゾーン>

■農業地域

菱田川の流域に開けた水田やシラス台地の畠地などの農地は、農業地域として位置づけ、農地の利用状況に関する調査や農地転用許可制度の厳正な執行をとおして、優良農地の保全や確保を図るとともに、耕作放棄地の再生支援や土地改良事業等による農業生産基盤の整備をとおして、生産性の向上を図ります。

■住居地域

市役所及び松山支所周辺の住宅地や、農業地域内の河川沿いや山間部、漁港に見られる既存集落については、住居地域として位置づけ、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、適切な土地利用の規制・誘導や居住環境の整備を図ります。また、支所や学校などの公共施設の活用や、商店などの利便施設の維持と集落間の相互利用の円滑化を図り、集落内の活力やコミュニティが維持された良好な居住環境の維持・形成に努めます。

<自然環境ゾーン>

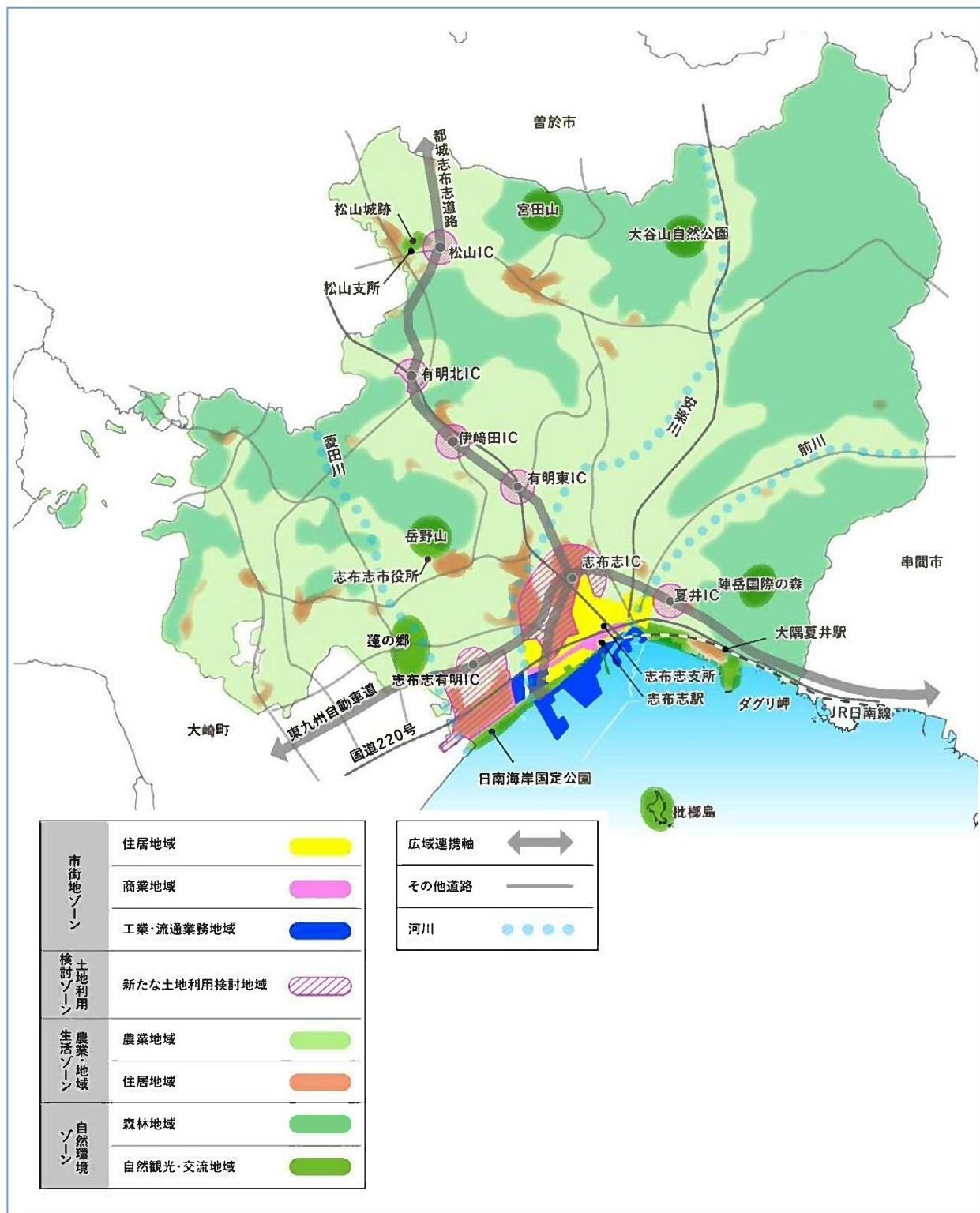
■森林地域

宮田山をはじめとした本市の北部から東部に広がる山間部については、森林地域として位置づけ、森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮できるように、必要な森林の確保と保全を図ります。

特に、保安林や地域森林計画対象民有林に指定されている森林等は、災害の防止や被害の緩和などに資する公益的機能を有することからも、積極的にその保全に努めます。

■自然観光・交流地域

志布志湾沿岸部一帯に指定されている日南海岸国定公園や、森林公園や交流施設が位置する山間部・農村部の観光・交流の拠点となる場所については、自然観光・交流地域として位置づけ、無秩序な開発を抑制し都市部では得ることのできない貴重な自然環境や良好な景観の保全を図るとともに、それらを活かした志布志市らしい観光・交流の場としての機能向上に努めます。



土地利用方針図

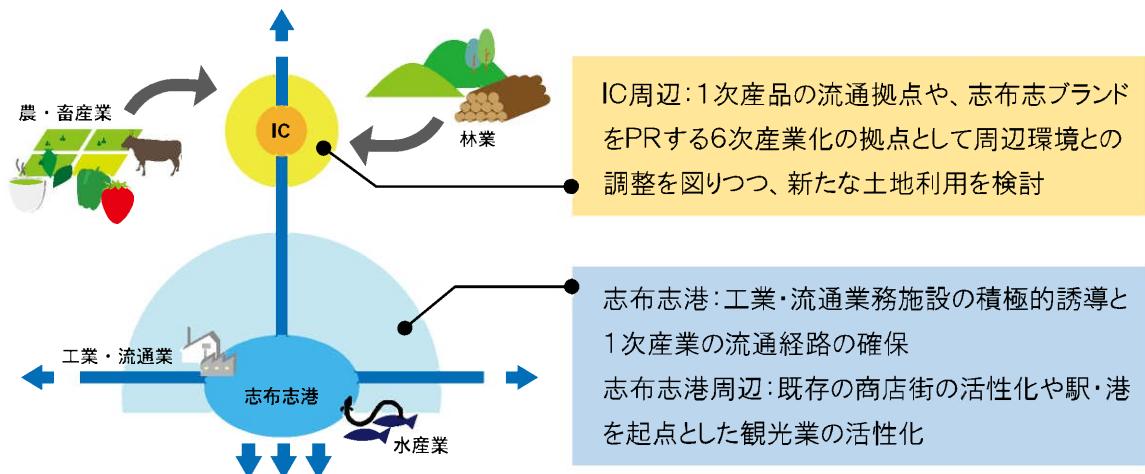
1-3 土地利用の重点プログラム

関連する志

■志布志港と高速交通網の整備効果を活かした産業活性化

活力

志布志港は、国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備が飛躍的に進むことが期待されるとともに、東九州自動車道や都城志布志道路の整備により、本市を起点とした広域的な物流軸が形成されることから、その整備効果を活かした本市の産業活性化につながる土地利用の誘導を図ります。



■災害に強いまちづくり

安全

近年、想定外の自然災害が各地で発生する中、本市の起伏のある丘陵山間地や台地の縁辺部や土砂災害の危険性のある急傾斜地や地震・津波による危険性のある港湾部の市街地など、自然災害の危険性のある箇所については、地域の特性を考慮しながら市民の生活や産業活動などの被害を最小限に抑制する土地利用を図ります。

土砂災害の危険箇所については、定期的な危険箇所の見直しを図りながら、危険箇所での市街化の抑制を図るとともに、既存建築物の安全な場所への誘導を図ります。

地震や津波の危険が想定されている箇所については、都市づくりの拠点となる既成市街地の土地利用を維持しつつ、ハザードマップ等による適切な情報開示や災害時の避難計画の策定による市民の自助・共助意識の啓発、公共施設や住宅等の耐震改修や津波対策整備などソフト・ハード両面からの防災対策による安全性の確保を図ります。

2 拠点整備の方針

2-1 拠点整備の基本的な考え方

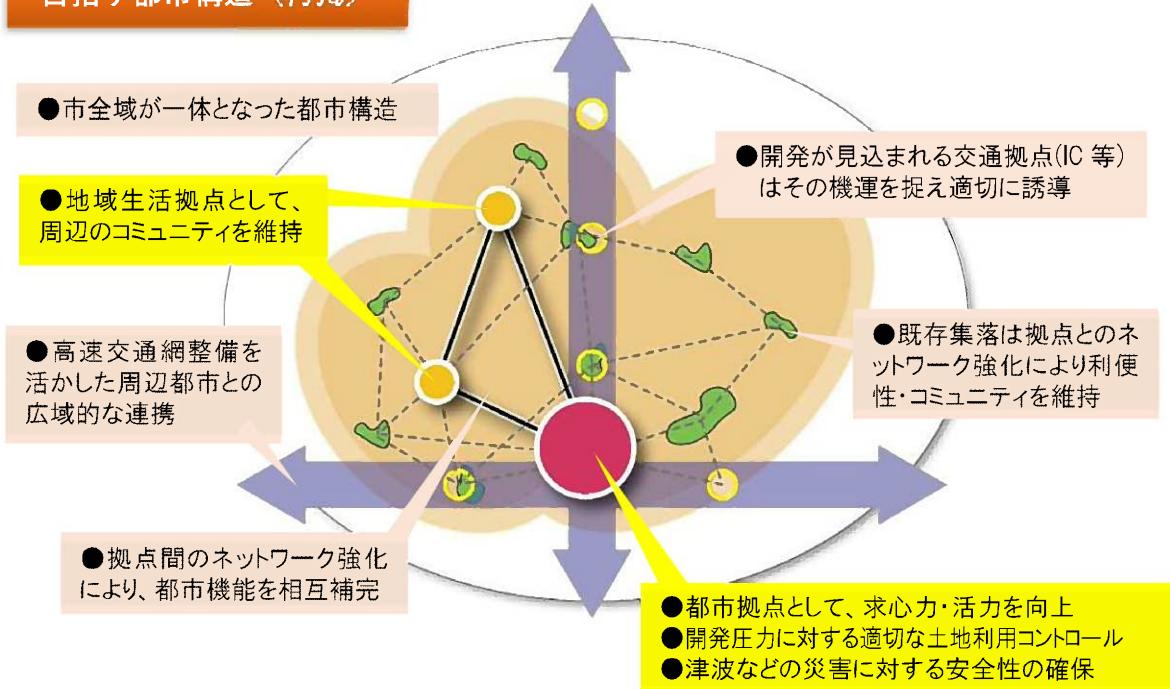
本市は志布志港を主軸に陸海交通の要衝として流通機能を中核に発展し、港を中心としたまちづくりが行われてきました。また、広大な農地や温暖な気候を活かした特色ある農業や畜産を支えてきた集落が点在しています。しかし、人口減少や高齢化が進む中で、商店街の空き店舗が増加するなど、市街地のにぎわいや求心力が低下し、集落では商店の閉店による利便性の低下や地域コミュニティ活動の衰退が進んでいます。

そこで、合併後の市域全体の一体的な発展や市民の生活環境の維持・向上のために、市域全体の都市活動の中心となる「都市拠点」と、農村集落など各地域のコミュニティを支える「地域生活拠点」の形成によるメリハリのある都市構造を目指します。

都市拠点及び地域生活拠点となる場所

都市拠点	・志布志市街地
地域生活拠点	・市役所周辺 ・松山支所周辺

目指す都市構造（再掲）



2-2 拠点整備の方針

<都市拠点>

■市の顔となるコンパクトでにぎわいのある商業核

商店街や志布志支所、鉄道駅等の都市拠点における市民生活の核となる施設の周辺では、基本的な都市基盤の整備・充実、土地利用の明確化や低未利用地の有効利用等による商業・業務施設の集積を図り、本市の顔となるコンパクトでにぎわいのあるまちづくりを進めます。

特に、JR志布志駅周辺については、安全・快適な交通拠点、おもてなしの玄関口となる観光・交流拠点としての機能を強化するため、駅周辺の都市基盤の高質化や総合観光案内所の更なる充実を図ります。

■志布志港や高速交通網の整備による広域的なネットワーク核

九州で唯一「国際バルク戦略港湾（穀物）」に選定されている志布志港は、本市や周辺市町村の地域産業を支える広域的な物流促進、モーダルシフトによる環境負荷軽減、観光やスポーツ合宿等の交流促進など、本市の産業や交流の面において今後もより重要性が高まるところから、その整備や利用の促進に努めます。

また、国内外の都市と本市との物流の主軸を担う志布志港と、東九州自動車道や都城志布志道路のICへのアクセスを強化し、広域的な物流体系を構築するとともに、港やIC周辺の物流関連施設の整備・充実を図り、活力ある産業基盤の維持・形成に努めます。

■自然、歴史、スポーツ等の地域資源を活かした交流核

日南海岸国定公園やスポーツ合宿等の拠点となる志布志運動公園などの港湾部の公園緑地、武家屋敷や山城跡が残り歴史的な特徴のある麓地区については、都市拠点における観光や交流の核として、その魅力の保全と活用に努めます。

■市街地環境の改善

都市基盤上の問題を抱える既成市街地や商業的利用価値の高いJR志布志駅周辺においては、市街地開発事業に関する検討を行い、効率的かつ効果的な整備に努めます。

■ソフト・ハード両面からの防災対策

都市拠点に集積している市民の生命や財産、産業基盤や公共施設等を地震、津波、台風等の自然災害から守るため、津波対策整備事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を計画的に導入するとともに、ハザードマップの活用や防災訓練等による市民の自主的な防災意識の向上を図り、災害に強い拠点形成を図ります。

■市民や民間事業者等の知恵や活力を活かしたまちづくり

商店街のにぎわいや地域コミュニティの活性化、麓地区の歴史資源を活かした観光まちづくりなどにおいては、積極的な市民参加や官民連携施策の検討を図り、市民や事業者など多様な主体が中心となったまちづくりを進めます。そのために、地域づくりの主体となる団体への活動支援や、まちづくりに関する行政情報の発信に努めます。

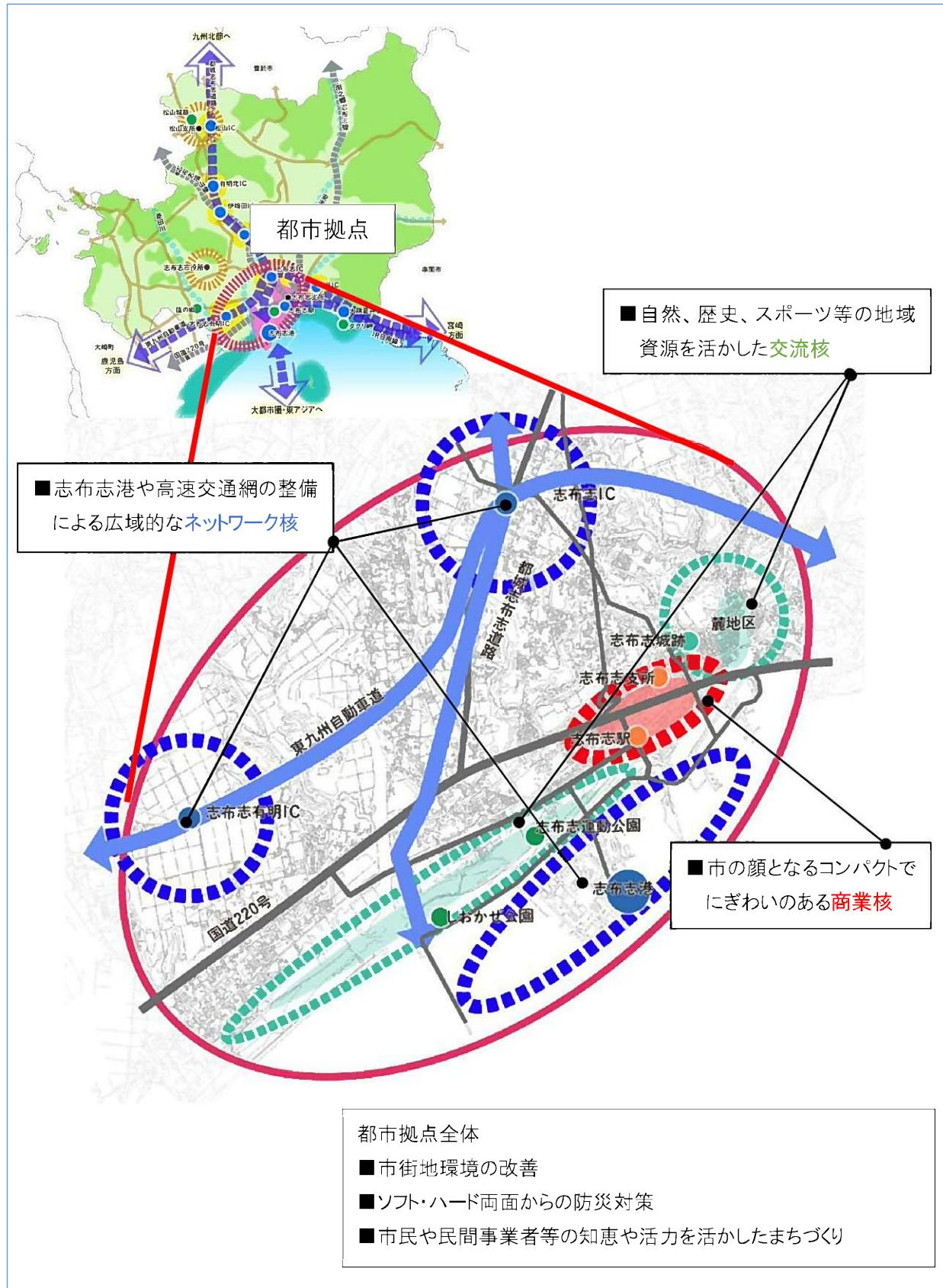


図 都市拠点の整備方針

<地域生活拠点>

■周辺の集落の生活利便性を維持する小さな拠点づくり

地域生活拠点は、周辺集落での永続的な生活や地域のコミュニティを維持するための身近な拠点として、支所や公園といった公共施設、商店や診療所などの利便施設といった地域生活の核となる場所の確保・集積を図るとともに、都市拠点や周辺集落との交通アクセスや情報伝達の円滑化によるネットワーク形成を図ります。

■農業・畜産業の生産基盤や交通基盤を活かした地域産業の活性化

ICや都市拠点へのアクセス強化により、交通基盤を活かした農畜産物の流通・物流の改革を促進し、産地体制の強化を図ります。また、志布志ブランドとなる豊かな1次産品のPRや6次産業化の拠点として道の駅などを活用し、地域産業の活性化を図ります。

■地域コミュニティが主体のまちづくり

防犯体制や災害時の共助、地域の歴史文化の継承において重要な地域コミュニティ活動の活性化を図るため、活動拠点の充実やふるさとづくり委員会を通じたイベント時のサポートなどの活動支援を図ります。また、地域生活の様々な課題解決に自ら取り組む地域コミュニティ形成を促進します。

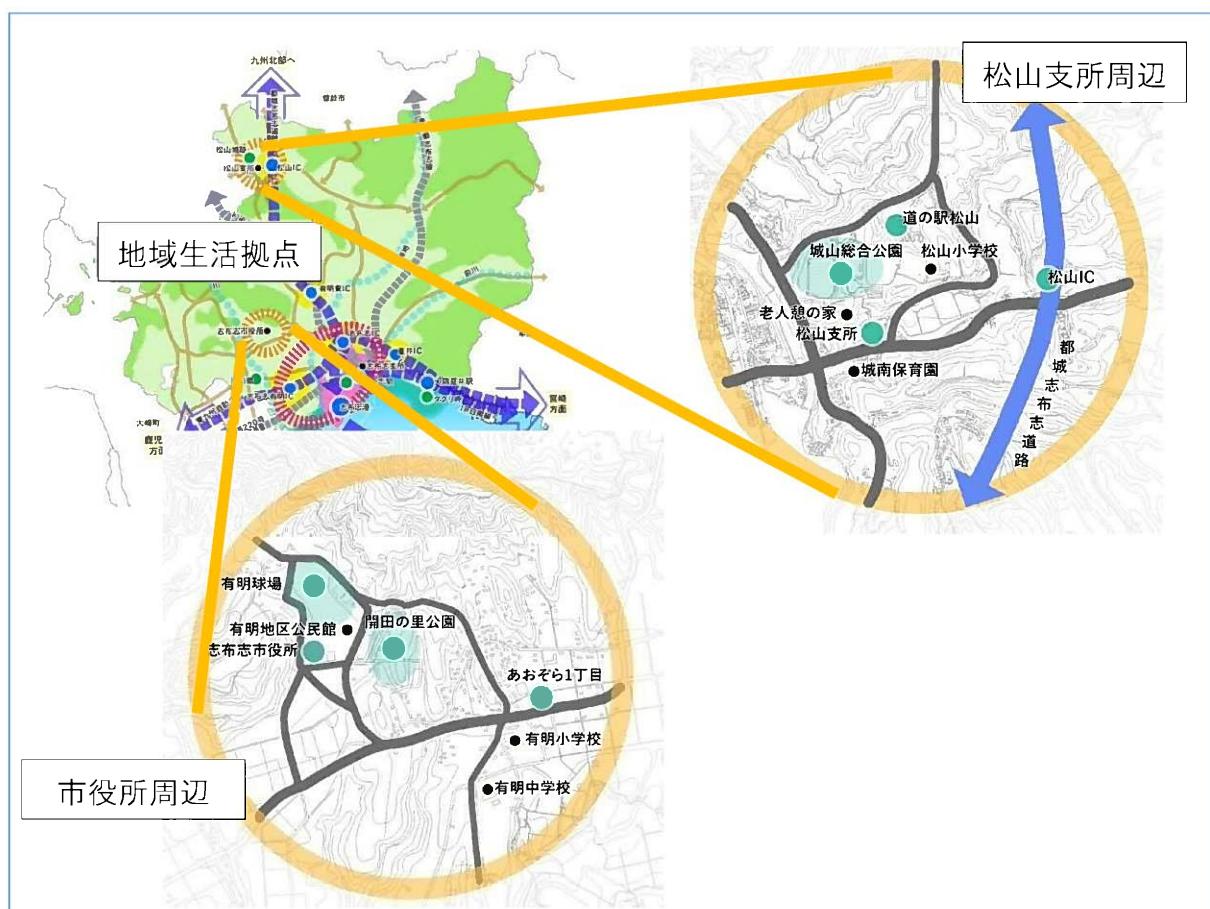


図 地域生活拠点の主要施設

2 - 3 拠点整備の重点プログラム

関連する志

商業施設・公共施設等の都市機能の適正配置

快適

都市拠点においては、市民や観光客が歩いて楽しい拠点形成に向けて、観光交流や交通の拠点となる志布志駅周辺の商店街における空き店舗の活用等の支援を行い、積極的な店舗誘導を図ります。さらに駅前広場や駅周辺の道路・公園等の美観の確保やバリアフリー整備など都市基盤の質の向上に努めるとともに、イベントや情報発信など市民・民間事業者が主体となったにぎわいづくりへの支援など、駅周辺のハード・ソフト施策を連動して行うことで、おもてなしの空間づくりを図ります。

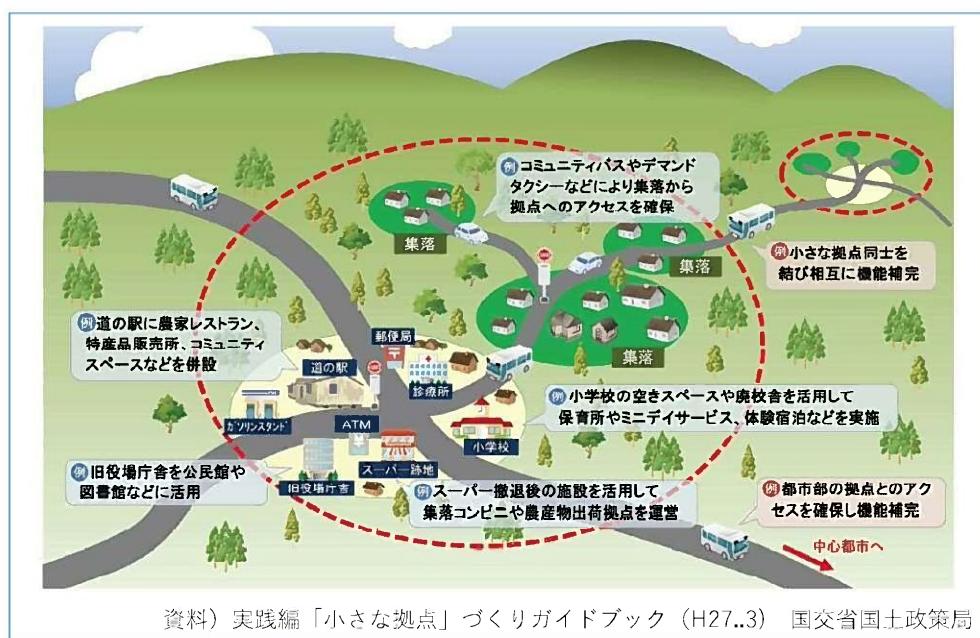
また、災害に強い拠点形成に向けて、災害時の避難施設や復旧・復興に向けた対応拠点となるような公共施設を新たに整備する場合は、自然災害による危険性の低い場所へ配置します。

地域の生活を支え、志布志らしい交流の場となる小さな拠点づくり

繼承

地域生活拠点においては、集落住民の永続的な居住や自然環境に近接する豊かな居住空間を求める移住者の生活利便性の確保する小さな拠点として、買い物や福祉、行政窓口等のサービスの集約や複合化による利便施設の存続を図ります。

また、学校統廃合に伴う廃校舎や空き教室等を活用した多世代交流やU・Jターン者の交流の場の形成や、支所の機能複合化や道の駅等の活用により、小さな拠点周辺で生産される1次産品や良好な自然環境を活かした志布志らしい観光・交流の場の形成を図ります。



図：小さな拠点づくりにおける取組例

3 都市交通の整備方針

3-1 都市交通整備の基本的な考え方

本市の広域的な交通体系は、東九州自動車道・都城志布志道路や臨港道路、国際バルク戦略港湾の整備、国際コンテナターミナルの拡充等の事業が進行しており、新たな交通体系の確立により、市民の利便性の向上や地域経済の活性化が期待されます。

また、高齢化の進行による交通弱者の増加や、深刻さを増す地球温暖化問題への対応も含め、自動車への過度な依存を防ぎ、公共交通を充実していくことも必要です。

そこで、市内外の連携構築や都市の骨格を形成する広域交通から、市内の各拠点を結ぶ地域交通まで、段階的な交通体系の確立を図るとともに、歩いて暮らせるまちづくりに資する公共交通の充実を図ります。

	道路網	公共交通	港湾
広域交通	広域連携軸	鉄道・バス	物流・フェリー航路
	都市連携軸		
地域交通	地域連携軸	バス・福祉タクシー等	
	生活道路等		

3-2 道路網の整備方針

<広域連携軸>

■広域連携軸の整備方針

東九州自動車道や都城志布志道路は広域連携軸として位置づけ、本市の広域的な交流を促す軸として、整備促進、機能強化を図ります。また、広域連携軸の利便性向上のため、ICへのアクセス道路の整備促進を図ります。

<都市連携軸>

■都市連携軸の整備方針

国道220号、県道志布志福山線、南之郷志布志線は都市連携軸として位置づけ、周辺市町村との連携強化や、本市の骨格形成及び市内の円滑な交通流動を促進する軸として、各路線の機能強化に努めます。

<地域連携軸>

■地域連携軸の整備方針

その他の都市計画道路や県道、広域農道は、広域連携軸や都市連携軸を補完する広域交通体系の一翼を担うとともに、市内の拠点間をつなぐ市民の生活を支える軸として、各路線の機能強化に努めます。

<生活道路>

■生活道路の整備方針

生活道路については、地域住民主導による「共生・協働・自立」のまちづくりを尊重しながら、適切な維持管理に努めます。

また、都市の安全性を確保するため、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互通行ができるように狭い道路の改善を図ります。

<その他の方針>

■周辺市町村との連携強化

道路網の整備と併せて、産業・観光振興、救急医療活動、公共施設相互利用等において、周辺市町村との連携強化に努めます。

■道路網の防災機能強化

災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を行うために、防災拠点等をネットワークする緊急輸送道路や、市民が安全に避難活動をおこなえる避難経路の整備・維持管理に努めます。

また、港湾部では津波防護施設としての道路整備を検討し、災害に強いまちづくりを進めます。

■効率的・効果的な整備・維持補修

道路網の整備においては、地域の活性化・産業振興に資する真に必要な道路を選択して、集中投資を行います。その他の道路については、コストの縮減を図り、短期間で効果が見られるような道路の規格・構造として地域の実情に合った道路整備を図ります。

道路整備の手法としては、新設改良から維持補修へ転換し、適正な舗装打換や橋りょう補修による施設の長寿命化に努めます。

■人にやさしい歩行者空間の整備

市街地における交通安全対策として歩道の拡幅、段差の解消（バリアフリー化）を推進し、自転車・歩行者の安全・安心で快適な沿道整備を更に進めます。

また、マイロードクリーン大作戦など市民による道路の清掃活動への支援を進め、市民との協働による快適な道路空間の形成を図ります。

3-3 公共交通の整備方針

■市内の拠点間連携や広域連携による公共交通の利用促進

市民の福祉増進、生活の維持に重要な役割を果たしている地方バス路線の維持・確保のため、近隣自治体と連携した広域的な取組を継続し、利用促進を図ります。

交通弱者の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、高齢者や障がい者の交通手段となる公共交通の維持・充実など、将来の土地利用方針や拠点形成の方針と連携した公共交通ネットワークの再構築を図ります。

3-4 港湾の整備方針

■港を起点とした市内外の交通流動の促進

志布志港は、海外・全国と連絡するコンテナ航路により本市や周辺市町村の地域産業を支える広域的な物流拠点であるとともに、大阪、東京、沖縄を結ぶフェリー航路は観光やスポーツ合宿等の来訪者の移動手段であり、本市の産業や交流の面において今後もより重要性が高まるところから、港湾施設の整備を促進するとともに、道路網や公共交通との連携強化による港を起点とした市内外の交通流動の促進を図ります。

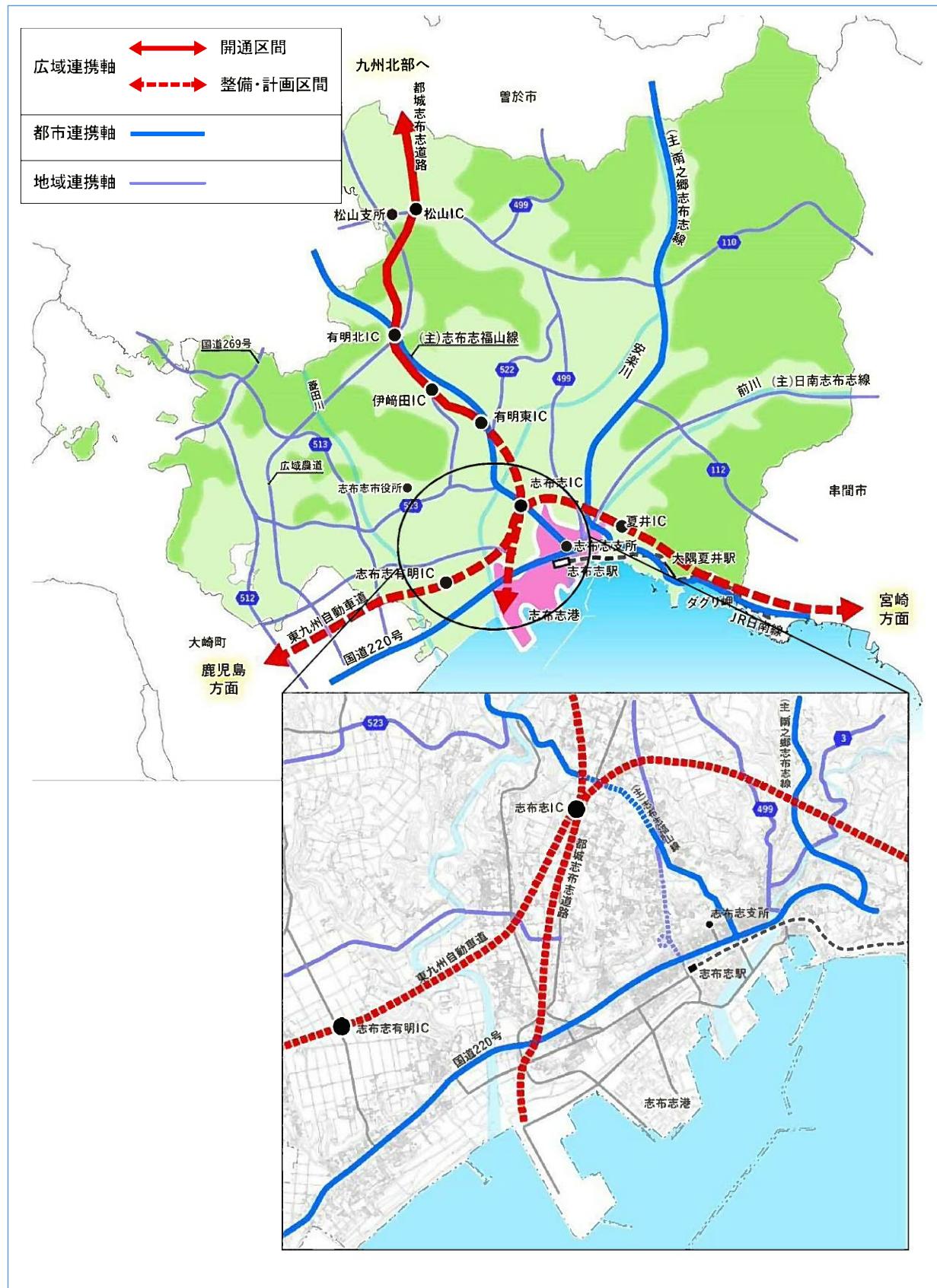


図 主要な道路網の整備方針

3-5 都市交通の重点プログラム

関連する志

■志布志港と高速交通網の整備効果の発揮

活力

本市を含む志布志港背後圏は、日本有数の畜産地帯であるため、穀物船やコンテナ船により世界各地から飼料原料が輸入されています。飼料穀物の効率的な輸入に向け、国際バルク戦略港湾（穀物）としての整備に平成29年より着手しました。今後、志布志港と、東九州自動車道・都城志布志道路の整備が進むことにより、主要都市への所要時間が短縮され、貨物の効率的な輸送が可能となります。

こういった広域ネットワークの形成に伴い、ICへのアクセス道路の整備や、IC周辺の土地利用の有効活用を図ることで、市民の生活利便性向上や、災害時の物資調達、観光客の誘客など、志布志港と高速交通網の整備効果を地域に活かしていく施策を検討します。



※所要時間は、高規格幹線道路及び地域高規格道路の全線供用時を想定し、以下の速度で通行した場合の志布志港から主要都市の最寄りのICまでの時間。
九州縦貫自動車道：100km/h（福岡～八代）、80km/h（八代～鹿児島・宮崎）
東九州自動車道：70km/h（加治木～末吉財部）、80km/h（末吉財部～清武）
都城志布志道路：60km/h

志布志港パンフレット/鹿児島県

快適

■人と環境にやさしい交通手段の選択

高齢化による交通弱者の増加が懸念される中、車への過度な依存を前提とした都市構造から、今後は歩いて暮らせるまちづくりへの変換を行っていく必要があります。

また、地球温暖化や大気汚染などの地球環境問題の深刻さが増す中、我が国ではCOP21のパリ協定に基づき2050年までに2013年度比-25.0%の温室効果ガス削減目標を掲げており、環境への付加が少ない交通手段を選択できるようにしていく必要があります。

そのために、物流面においては、志布志港の整備充実によるモーダルシフトの推進による環境負荷の低減を図ります。

市民の交通手段に関しては、鉄道駅とバスネットワークの連携強化、バス路線のない地域における交通手段の検討など、公共交通の維持・充実を図るとともに、歩道拡幅やバリアフリー化などによる徒歩・自転車でも快適に移動できる交通環境の整備を図ります。

また、本市の自然環境を活かしたグリーンツーリズム・エコツーリズムを目的とする観光客が徒歩や自転車でも観光拠点を周遊できるよう、沿道の修景整備等を図ります。

4 都市環境の整備方針

4-1 都市環境整備の基本的な考え方

本市には海岸線をはじめとした豊かな自然環境や、歴史・文化的な資源、それらを活かした特色のある公園など、市民や観光客の観光・レクリエーションの場となる地域資源が多くあります。

一方で、市民の快適な生活環境を担保するため、身近な公園や上下水道、その他供給施設については、市民ニーズへの対応や、防災面の強化などを図りながら、持続的な維持管理や必要に応じた適切な整備による環境改善をしていく必要があります。

そこで、本市の豊かな自然環境や歴史・文化的資源の保全・活用による、魅力ある地域づくりを進めるとともに、これらと調和した快適な都市環境の維持・創出を図ります。

4-2 公園・緑地の整備方針

■特色ある公園・緑地の整備充実と活用

日南海岸国定公園に指定されている本市の沿岸域は、優れた自然の風景地として自然公園法に基づき指定されている地域であり、ウミガメの上陸・産卵が見られ、絶滅危惧種のコアシサシの繁殖地であるなど、希少な生物の生息地ともなっています。こうした貴重な自然環境を後世に残すため、市民と協働しながらその保全に努めます。

ダグリ岬周辺や港湾部は、豊富な海洋性動植物やマリンスポーツ等を通した体験型観光の拠点として、市民や観光客が海と親しむことのできる空間整備や、その魅力の情報発信を図ります。

陣岳国際の森などの森林公園は、展望や景観を重視する利用者のニーズに対応するとともに、市民の健康増進につなげるなど、他の事業と関連した適正な維持管理に努めます。

志布志城跡史跡公園や志布志鉄道記念公園、開田の里公園など地域の文化や歴史を感じることのできる公園・緑地は、地域固有の価値のある資源としてその保全や整備充実を図ります。

志布志運動公園や城山総合公園および有明体育施設などは、スポーツ合宿の受入れの増加や市民の健康促進のために、運動施設の整備充実を図ります。

また、上記のような特色のある公園・緑地については、観光やレクリエーションの拠点として更なる活用を図ります。

■利用者ニーズに応じた都市公園の適正配置

既存の公園については、公園管理の一元化を進め、安定した維持管理と安全対策を講じることで、安全の確保に努めます。また、利用者の少ない公園については、市有財産の管理見直しにより用途転換等も検討します。

新たに公園を配置する場合や既存公園の機能拡大をする場合は、市街化の発展動向や、既存公園の配置状況、市民のレクリエーションニーズなどを考慮しながら、必要に応じて都市公園などの適正な配置・整備を検討します。